

佐八酒消組監第27号
平成25年12月 2日

佐倉市八街市酒々井町消防組合
管理者 蕨 和 雄 様

佐倉市八街市酒々井町消防組合
監査委員 今 井 誠 治
監査委員 越 川 廣 司

平成25年度佐倉市八街市酒々井町消防組合定期監査結果報告書の
提出について

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定により、平成25年度佐倉市八街市酒々井町消防組合の定期監査を執行したのでその結果報告書を同条第9項の規定により、別紙のとおり提出します。

平成25年度佐倉市八街市酒々井町消防組合定期監査結果報告書

第1 定期監査の対象所属

消防本部総務課及び予防課

第2 定期監査の対象期間

平成25年4月1日から9月30日

第3 定期監査の実施日

平成25年11月26日（火）

第4 定期監査の実施場所

佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部

第5 定期監査の方法

定期監査資料として、帳票、帳簿及び書類等の提出を求め、予算及び事務事業の執行が計画的かつ効率的に行われているか、その手続きは適切か、会計処理は法令等に従っているか等の審査を行いました。

内容聴取については、それぞれの所属の所管事務事業の執行状況等について質疑応答の方法で行いました。

第6 定期監査の結果

1 予算の執行状況

予算の執行状況は、適正であると認められました。

2 事務事業の執行状況

主な事務事業の執行は、適正であると認められました。

3 事務の処理状況

事務の処理状況は、おおむね良好であると認められました。

4 留意及び改善を要する事項

消防本部総務課及び予防課について平成25年度の予算の執行並びに消防行政の運営について監査した結果、分析機器2件の長期継続契約（契約期間10年）については、議会の承認を得て債務負担行為を設定し予算

をより確実に確保することが望ましいと考えますので、これら消防業務上重要な機器の契約に際しては、今後検討され、改善等に努められることを希望します。

また、現状における課題に苦慮していることは理解しますが、限られた人員の中でこれからも市民の安心、安全に尽力されることを期待します。